

一般競争入札（条件付）公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札（条件付）を実施する。

令和8年3月16日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 入札に付する事項

(1) 業務名

岡山県立学校学習系インターネット接続サービス提供業務

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、契約の締結は、上記契約期間の始期に行うものとする。

(3) 履行場所

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室長が指定する場所

(4) その他特記事項

本業務に係る予算が、令和7年度2月定例県議会において、議決されることが入札執行及び契約締結の条件である。

本業務に係る歳入歳出予算が入札日までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、当該入札を延期又は中止する。

2 入札の実施スケジュール

項目	日時及び提出・送付期限	提出書類 (事業者→県へ)	送付書類 (県→事業者へ)
仕様等に対する質問 受付期限	令和8年3月19日（木） 17時00分まで	仕様書に対する質問・回答書（別紙①）	
入札参加申出書 提出期限	令和8年3月23日（月） 16時00分まで	ア 一般競争入札（条件付）参加申出書（別紙②） イ 「10入札保証金」及び「13契約保証金」の減免に係る該当要件について確認できる書類（希望する場合）	
不適合通知期限	令和8年3月24日（火） 17時00分		不適合通知

入札・開札の日時	令和8年3月26日（木） 10時00分	入札書（別紙④） （代理人が入札する場合） 委任状（別紙③）	
・郵便等による 入札の場合の受 領期限	令和8年3月25日（水） 17時00分到着分まで	入札書（別紙④）	
再度入札・開札日時 及び再々度入札・開 札日時	令和8年3月26日（木） 10時00分の入札・開札に続け て行う。（郵便による入札が ある場合を除く。）	再度入札書及び再々入札書 はその場で配付する。	

3 入札に参加する者に必要な資格

入札の公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「8 情報・通信サービス」、小分類が「7 通信サービス（システムを利用するものに限る）」であり、格付区分が「A」であること。
- (3) 岡山情報ハイウェイに接続しているインターネットサービスプロバイダー（以下「ISP」という。）であること又は岡山情報ハイウェイ利用許可申請を岡山県総務部デジタル推進課に行った上で、令和8年4月1日午前0時までに接続を完了させる予定のISPであること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領の規定による入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

4 本件契約に関する事務を担当する課等の名称

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室

電話番号 086-226-7826

ファックス番号 086-224-2535

Eメール kyoikujoho@pref.okayama.lg.jp

5 契約条項を示す場所

上記4「本件契約に関する事務を担当する課等の名称」の場所とする。

6 契約書作成の要否

要（参考①により作成）

7 入札説明会

開催しない

8 入札手続等

(1) 一般競争入札（条件付）参加申出書の配布の期間及び場所

ア 配布期間 令和8年3月16日（月）から令和8年3月23日（月）までの
午前9時から午後5時まで（最終日は午後4時まで）

（県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1項第1号に規定する休日をいう。）を除く。）

イ 配布場所 県ホームページ及び上記4の場所に同じ

(2) 仕様書の閲覧及び配布の期間及び場所

ア 閲覧及び配布の期間 令和8年3月16日（月）から令和8年3月23日（月）
までの午前9時から午後5時まで

（県の休日（岡山県の休日を定める条例第1項第1号に規定する休日をいう。）を除く。）

イ 閲覧及び配布の場所 機密保持誓約書に、必要事項を記入の上、4の場所に
提出することにより交付する。

なお、電子ファイルによる交付を希望する場合は、その旨を機密保持誓約書の提出時に申し出ること。

また、郵便での送付を希望する場合は、返信先を明記した返信用の封筒（角2）及び140円分（普通郵便の料金）の切手を同封し、請求すること。（速達や書留等、特殊郵便での送付を希望する場合は、返信用封筒にその旨を記入の上、必要な金額を加算した切手を貼り付けること。）

(3) 仕様書に対する質問の受付

- ア 受付期間 上記2「入札の実施スケジュール」の「仕様等に対する質問受付期限」までとする。
- イ 方法 「仕様書に関する質問・回答書（別紙①）」を上記4の契約条項を示す場所へ提出すること。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- ①一般競争入札（条件付）参加申出書（別紙②）
- ②「10 入札保証金」及び「13 契約保証金」の減免を希望する場合は、該当要件について確認できる書類
- ア 提出期間 令和8年3月16日（月）から令和8年3月23日（月）までの午前9時から午後5時まで（最終日は午後4時まで）
（県の休日（岡山県の休日を定める条例第1項第1号に規定する休日をいう。）を除く。）
- イ 提出場所 上記4の場所に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便で、書留郵便その他これに準じる方法に限る。以下同じ。）とする。
- エ その他 入札者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札参加資格要件の審査

入札参加資格確認申請書を提出した者について、3（1）から（8）までの事項について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

事前審査の結果は、不適合の場合のみ、上記2の表中「不適合通知期限」までに通知する。

9 入札・開札

入札に参加する者は、入札書（別紙④）を日時厳守の上、下記のとおり提出しなければならない。

(1) 入札書の記載方法

- ア 入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、入札参加資格審査申請の際に記載した契約を締結する権限を有している者について記入し、岡山県との契約、入札等に使用する印鑑を押印すること。
- イ 入札金額は、岡山県立学校学習系インターネット接続サービス提供業務の履行に係る一切の費用に相当する金額とする。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、そ

の端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 代理人が入札する場合は、委任状(別紙③)を提出しなければならない。
入札に際し、代理人が入札を行う場合は、契約を締結する権限を有している者からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

入札書の住所(所在地)、商号又は名称、代表者職氏名には、契約を締結する権限を有している者について記入し、当該代理人(受任者)の住所、氏名を記入し、受任者が入札する際に使用する印(受任印)を押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)すること。

エ 入札者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、訂正部分について押印をしなければならない。

なお、入札金額の訂正は認めない。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

上記2の表中「入札・開札の日時」のとおり

イ 場所

岡山県出納局用度課 地下1階入札室

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話(086)226-7826

なお、上記の日時に遅れた者は、入札への参加を認めない。

(3) 郵便等による入札

受領期限までに、郵便等により提出すること。

なお、電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

ア 受領期限

上記2の表中「郵便等による入札の場合の受領期限」のとおり

イ 送付先

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話(086)226-7826

ウ 郵送方法

入札書を送付する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記入するとともに「令和8年3月26日開札、『岡山県立学校学習系インターネット接続サービス提供業務に係る一般競争入札(条件付)』の入札書在中」と朱書きすること。(封筒記入例①)

また、外封筒の封皮にも「令和8年3月26日開札、『岡山県立学校学習系インターネット接続サービス提供業務に係る一般競争入札(条件付)』の入札書在中」と朱書きすること。(封筒記入例②)

(4) その他

- ア 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- イ 契約担当者は、入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- ウ 一般競争入札（条件付）参加申出書（別紙②）を提出した者が入札の参加を辞退する場合は、上記2の表中「入札・開札の日時」までに、辞退届けを提出すること。
- エ 入札をした場合において、落札者がいないときは、直ちにその場において再度入札を行う。（郵便等による入札がある場合を除く。）

10 入札保証金

岡山県財務規則第131条及び第133条の規定による。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 上記3「入札に参加する者に必要な資格」に示した資格のない者のした入札
- (2) 入札者に要求される事項を満たしていない者のした入札
- (3) この一般競争入札（条件付）に関する入札公告及び入札説明書に示した諸条件に違反した者のした入札
- (4) その他岡山県財務規則第140条の各号に掲げる入札

12 落札者の決定方法

- (1) 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者がいない場合にはその場で再度入札を以下のとおり行うが、郵便等による入札があった場合は、別途再度入札の日時等を定めるものとする。
 - ア 再度入札・開札日時
上記2の表中「再度入札・開札日時及び再々度入札・開札日時」のうち、「日時及び提出・送付期限」のとおり。
- (3) 再度入札をしても落札候補者がいない場合における再々度入札は、以下のとおりとする。
 - ア 再々度入札・開札日時
上記2の表中「再度入札・開札日時及び再々度入札・開札日時」のうち、「日時及び提出・送付期限」のとおり。
- (4) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札の開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札候補者を決定するものとする。

- (5) 落札候補者が決定した後、落札決定を保留する。落札候補者が、既に岡山情報ハイウェイに接続している I S P である場合には「岡山情報ハイウェイ使用許可書の写し」を提出するものとし、岡山情報ハイウェイ利用許可申請を岡山県総務部デジタル推進課に行った上で、令和 8 年 3 月 31 日までに接続を完了させる予定の I S P である場合には、「電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に定める電気通信事業者であることを証する書類の写し」を提出すること。
- (6) 落札決定は、落札候補者が提出した上記（5）の書面等の内容を審査した後に行う。なお、当該審査に 1 週間程度を要する場合がある。
- (7) 入札者及び落札者の名称並びに入札金額を公表する。

13 契約保証金

岡山県財務規則第 1 5 3 条及び第 1 5 5 条の規定による。

14 その他遵守すべき事項

- (1) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書(参考②)を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (2) 落札者は、契約締結時に、経費内訳書を提出すること。

機 密 保 持 誓 約 書

令和8年 月 日

岡山県知事 伊原 隆太 殿

名 称
所 在 地
代 表 者

印

私（以下「甲」という。）は、岡山県（以下「乙」という。）に対し、岡山県立学校学習系インターネット接続サービス提供業務に係る仕様書等の交付に際し、次のことを誓約します。

記

- 本目的における機密情報とは、乙が本目的を遂行する上で必要があると認め、機密表示をし、開示する全ての情報及び甲が作業上知り得た乙の非公開情報をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りではない。
 - 開示の時点ですでに公知のもの又は甲の責めによらず公知となった情報
 - 甲が事前に乙の承諾を得て公開した情報
 - 第三者から機密保持義務を負うことなく甲が正当に入手した情報
 - 開示の時点ですでに甲が保持している情報
 - 開示及び本作業上知り得た全ての機密情報によらないで、甲が独自に創作した情報
- 前項の機密情報には、機密情報を含む可能性のある全ての有形資料及び電子情報のうち、次の各号に該当するものを含むものとする。
 - 乙が提供した一切の資料
 - 前号の複製・要約・その他二次的資料
 - 電子メール、FAX及び郵便物などの資料
- 甲は、本目的を遂行する上で知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、乙から開示された機密情報を開示又は漏えいしてはならない。
- 甲は乙から開示された情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 甲は乙から開示された機密情報について複製が必要なときは、事前に乙の承諾を受けるものとする。
- 甲は、本目的を遂行する上で知り得る必要のある範囲内で第三者に機密情報を開示する場合は、事前に乙の承諾を得た上で、第三者に開示するものとする。
- 甲は、前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同様の機密保持誓約をさせるものとする。
- 甲は、本目的を遂行する上で、すべての成果物等が第三者の著作権、特許権及びその他の権利を侵害しないよう適切な措置をとるものとする。
- 前項の場合、第三者により乙に対して著作権、特許権及びその他の権利侵害を理由として請求があった場合には、甲の自己の責任及び費用でこれを解決する。
- 本誓約6で定める第三者が本誓約に違反した場合には、甲は第三者と連帯して、乙に責任を負うものとする。
- 甲は、乙により請求された場合又は本目的が終了した場合には、機密情報に関する一切の書類、資料及びその他複製品を速やかに乙に返却するものとする。
- 甲は、本目的を遂行する上で機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員及び本誓約の6で定める第三者に、本誓約の内容を遵守させるものとする。
- 本誓約書に定める機密保持の期間は無期限とする。
- 甲又は本誓約6で定める第三者が、本誓約のいずれかの規定に違反した場合又は乙の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、甲は、乙に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責めを負うものとする。

(別紙①)

仕様書に対する質問・回答書

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地

商号又は名称

職・氏名

(電話番号)

(FAX番号)

(業務名)

岡山県立学校学習系インターネット接続サービス提供業務

質問事項	
回答	

一般競争入札（条件付）参加申出書

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

（発行責任者職氏名）

（ 〃 連絡先）

（担当者職氏名）

（ 〃 連絡先）

令和8年3月16日付けで公告のあった一般競争入札（条件付）に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

なお、入札参加資格を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

1 業務名

岡山県立学校学習系インターネット接続サービス提供業務

2 添付書類（有・無）

添付書類有の場合、書類名を記入

※ 所在地、商号又は名称及び代表者名には、契約を締結する権限を有している者について記入押印をしてください。

※ 発行責任者・担当者の職氏名及び連絡先を記入した場合は、押印の必要はありません。

(別紙③)

委 任 状

私 儀

都合により 〃 を代理人と定め、令和8年3月26
日の下記業務の入札に関する一切の権限を委任します。

記

業 務 名 岡山県立学校学習系インターネット接続サービス提供業務

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

委任者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

㊞

受任者(代理人) 氏名
住所

㊞

受 任 印

※代理人の場合には、受任者の㊞の部分に受任印を押印してください。

委任状の記入要領

(別紙③記入例)

委任状

代理人が入札する場合は委任状が必要です。

- ① 入札する方（岡山県と契約する本店、支店等の代表者から委任を受けた方）の氏名（氏名のみで、会社名、住所等は記入しない。）
- ② 入札年月日
- ③ 委任年月日
- ④ 岡山県と契約する本店、支店、営業所の所在地、名称（法人でない場合は不要）、代表者の職名及び氏名
- ⑤ 岡山県との契約時に使用する印鑑（岡山県に届出されているもの）を押印
- ⑥ 受任者の住所（会社住所ではなく個人の住所）及び氏名
- ⑦ 入札する方の個人印

入札当日は受任印をお持ちください。ただし、代表者本人であっても契約印の持ち出しができない場合には、委任状と受任印が必要となります。

私儀
都合により ①氏名 を代理人と定め、令和 年 月 日
の下記業務の入札に関する一切の権限を委任します。

②

記

業務名 岡山県立学校学習系インターネット接続サービス提供業務
令和 年 月 日 ③

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

委任者 所在地 ④
商号又は名称
代表者職氏名 ⑤

参加申出書で届け出た使用印

受任者（代理人）住所 ⑥ 氏名	⑦
--------------------	---

受任印

入札書に使用する印（受任者の個人印）

入札書の記入要領

1 代表者本人が入札する場合

別紙④を使用してください。

- ① 入札書記載年月日
- ② 岡山県と契約する本店、支店、営業所等の所在地、会社名、代表者職及び氏名
- ③ 岡山県との契約時に使用する印鑑

2 委任状を提出し、代理人が入札する場合

別紙④を使用してください。

- ①、②は上記と同じ（代表者印は必要ありません。）
なお、①は委任年月日以降の日付となります。
- ④ 受任者住所（会社住所ではなく個人の住所）及び氏名
- ⑤ 委任状に押印した受任印

※金額欄には消費税を含まない金額を記入してください。

また、金額の頭には¥印を記入してください。

1 代表者本人が入札する場合

(別紙④記入例)

<h1>入札書</h1>	
①令和 年 月 日	
岡山県知事	伊原木 隆太 殿
所在地	② 会社の所在地
商号又は名称	会社名
代表者職氏名	代表者職・氏名 (代表者印)

2 代理人が入札する場合

(別紙④記入例)

<h1>入札書</h1>	
①令和 年 月 日	
岡山県知事	伊原木 隆太 殿
所在地	② 会社の所在地
商号又は名称	会社名
代表者職氏名	代表者職・氏名
受任者(代理人)住所	④ 受任者個人の住所 (受任印)
氏名	受任者の氏名

封筒記入例①

郵送の場合の内封筒（裏面は封印のこと。）

岡山県知事 伊原木 隆太 殿
令和8年3月26日開札
『岡山県立学校学習系インターネット接続サービス 提供業務』の
入札書 在中
住所
名称
代表者名

郵送の場合の外封筒（裏面は封印のこと。）

7 0 0 8 5 7 0							
書留		岡山県教育庁高校教育課		岡山県立学校学習系インターネット		岡山県立学校学習系インターネット	
令和8年3月26日開札		教育情報化推進室		接続サービス提供業務の入札書		接続サービス提供業務の入札書	
住所		名称		代表者名		代表者名	

契 約 書 (案)

岡山県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項により岡山県立学校学習系インターネット接続サービス提供業務に係る契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1 業務の名称 | 岡山県立学校学習系インターネット接続サービス提供業務 |
| 2 契約期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 3 契約金額 | 〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額金〇〇円） |
| 4 契約保証金 | 免除 |

(総則)

第1条 乙は、別添岡山県立学校学習系インターネット接続サービス提供業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の契約金額（以下「接続料」という。）をもって、頭書の契約期間に、頭書の業務（以下「本業務」という。）を履行しなければならない。

- 2 この契約の締結後に消費税等の税率に変更があった場合においては、第1項の規定にかかわらず、変更後の消費税等の税率を勘案して、接続料の額を改定するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第2条 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、この契約により発生する権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならないものとする。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、甲があらかじめ書面により承認した場合を除き、本業務の全部又は一部を、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、前項の規定による甲の承認を受けた上で、業務の委託を行う場合、委託先の業務の実施について、自らが業務を行った場合と同様の責任を負うものとする。

(接続料の支払)

第4条 乙は、業務を履行した月の翌月に前月分の接続料を書面により請求するものとし、甲は、乙の適正な請求のあった日から30日以内に接続料を支払わなければならない。

- 2 甲が前項に規定する支払期日までに乙に対して接続料を支払わないときは、甲は、当該支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、未払いの接続料につき年2.5パーセントの割合で算定した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるときは、乙は、当該端数を請求しないものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により接続料の受領が遅れた場合は、甲は、同項に規定する遅延利息の支払の責めを負わない。

(甲の解除権)

第5条 乙がこの契約による債務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めて乙に催告をし、その期間内に当該債務の履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) この契約による債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がこの契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) この契約による債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成することができないとき。
 - (4) 契約の性質又は甲若しくは乙の意思表示により、契約期限までに委託業務を履行しなければこの契約の目的を達成することができない場合において、乙が委託業務を履行することなく契約期限を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約による債務の履行をせず、甲が乙に前項の規定による催告をしてもこの契約の目的を達成するに足りる程度に乙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。
- (1) 甲が行う検査に際し、乙若しくはその代理人等が甲の職員の職務執行を妨げたとき、又は偽りその他不正の行為を行ったと認めたととき。
 - (2) 乙が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ロ 役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。
- ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- 4 前3項の規定により甲がこの契約を解除しようとする場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。
- 5 乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。

第6条 甲は、この契約による債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前条第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除することができない。

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由により、委託業務を履行することができないと認められたとき。
- (2) その他甲がこの契約に定める義務を履行しないとき。

（契約の変更）

第8条 前2条に定めのあるもののほか、甲は、この契約を締結した後の事情により必要が生じたときは、本業務の内容の一部を変更することができる。この場合において、契約期間又は接続料の額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、本業務を実施するための個人情報の取扱いについては、仕様書別紙個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、本契約に関連して相手方から秘密である旨明示され開示される相手方の営業上、技術上の秘密（以下「秘密情報」という。）を、相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示又は漏えいしてはならず、また、この契約履行の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する情報は、秘密情報として扱われないものとする。

- (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
- (2) 相手方から情報を開示される以前に既に保有していた情報
- (3) 相手方から開示された情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 公知の情報又は情報を受領した当事者の責めによらないで公知となった情報
- (5) 法令に基づき開示が要求される情報

(その他)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 伊 原 木 隆 太

乙 (住所)
(会社名)
(代表者職氏名) (代表者印)

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所 在 地

名 称

役 職 名
氏 名

印

・裏面もご確認ください。
・誓約書は契約ごとに提出してください。

記入時の注意事項

- ◎ 代表者が記入する場合
 - ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、登記されている主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記名し、代表者印又は契約書に使用する印を押印してください。
- ◎ 受任者が記入する場合
 - ・ 契約に関して、入札参加資格審査申請時に県所定の様式による委任状が提出されていれば、当該委任状中の権限の委任により、この誓約書の内容について記入し、誓約する権限は、受任者が有していますが、契約の解除につながる可能性のある重要な内容なので、念のため事前に委任者に記載内容について確認しておいてください。
 - ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、受任者の住所、社名及び支店等の名称並びに受任者の職氏名を記名し、契約書に使用する印を押印してください。

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5)略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8)略

（暴力的要求行為の禁止）

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第 1 2 条の 3 及び第 1 2 条の 5 において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)～(20)略
- (21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をするを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

- (22)～(27)略